



No.1660

平成28年
(2016年)

5月25日

広報 **かつしか**

毎月5日・15日・25日発行

発行 / 葛飾区 編集 / 広報課

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1

☎ 3695-1111

public relations-katsushika

備えて安心・広がる安全

～木造住宅耐震助成制度～

【担当課】 建築課

まずは耐震診断を

東京都建築士事務所協会
葛飾支部長

宇佐美 貴士 氏



4月の熊本地震では住宅の倒壊や損傷など、多くの被害が発生しました。今後、都内でも大地震が発生する可能性があるといわれていますが、区内には新耐震基準(昭和56年6月1日施行)を満たしていない古い木造住宅が数多く残っています※。そして、これらの住宅は耐震性が低く、大きな地震に耐えることは難しいとされています。

区には、木造住宅の耐震診断や改修、建て替えなどに関するさまざまな補助制度が充実しています。改修や建て替えの補助は、事前の耐震診断を受ける必要があります。安全・安心な住まいを造っていくためにも、まずは耐震診断を受けてみてください。

目安は次の項目に1つでも該当する住宅です。

耐震セルフチェック

- 昭和56年(1981年)5月以前に建築した
- 壁にひび割れ等の傷みがある
- 1階に壁が少ない造りになっている(窓が多い)
- 瓦など屋根が重い造りになっている(該当項目がない場合でも耐震性があるとは限りません)

※推計23,500戸(葛飾区耐震改修促進計画による)

結果に関わらず、まずは耐震診断を

耐震助成制度

耐震診断

耐震性の有無の確認にかかる費用を補助します。



耐震改修

耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定された建築物の改修費用を補助します。



瓦屋根などの重い屋根を軽くて強い屋根に改修します。



壁に筋かいや構造用合板を配置します。また柱や筋かいの接合は、金物などを使い堅固にします。

建て替え工事

耐火・準耐火建築物への建て替え費用を補助します。

除却(解体)工事

建物を取り壊して更地にする費用を補助します。



配筋やアンカーボルトを入れて基礎を補強します。

助成制度の流れ

対象

- 区内の木造2階建て以下の住宅・共同住宅・併用住宅
このうち、耐震診断後の工事については昭和56年5月31日以前に建てられた建物

この他にも条件がありますので、詳しくは建築課(☎5654-8552)へお問い合わせください。また、必ず工事契約前にご相談ください。

耐震診断を受ける

【補助額】
費用の全額
(限度額
65,000円)診断の結果、
倒壊の可能性があると
判定耐震改修の
設計・工事

・設計
【補助額】 費用の3分の2 (限度額20万円) +

・工事
【補助額】 費用の3分の2 (限度額160万円)

建て替え工事

【補助額】 費用の3分の2 (限度額160万円)
※不燃化特区内の場合は費用の6分の5 (限度額200万円)

除却(解体)
工事

【補助額】 費用の2分の1 (限度額50万円)
※不燃化特区内の場合は費用の6分の5 (限度額100万円)

その他の耐震助成を2面で紹介しています。

申し込み・
担当課

建築課(区役所3階305番) ☎5654-8552

区ホームページ(トップ→暮らしのガイド→住まい・暮らし→住宅→木造建築物耐震助成について)でも制度の紹介をしています。



はなしょうぶコール ☎6758-2222
午前8時～午後8時 年中無休



区ホームページ
<http://www.city.katsushika.lg.jp>



区公式ツイッター
@katsushika_city



区公式フェイスブックページ